通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

○ 営業日 : 月曜日から土曜日(休日・年末年始を除く)

○ 営業時間 : 営業日の午前9時から午後5時の間、6~7時間

○ 利用定員 : 20人

○ 通所運事業実施地域 : 桜区、浦和区、南区、中央区

《通所リハビリテーション利用料》

(単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

		1割負担	2割負担		1割負担	2割負担	
	要介護度	金額	金額	内容	金額	金額	備考
	介護度1	723/日	1,445/日	入浴介助加算	55/回	109/回	
	介護度2	864/日	1,727/日	リハビリテーション提供体制加算	26/回	52/回	
基本料金	介護度3	1,001/日	2,002/日	リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(I)	358/月	715/月	
	介護度4	1,166/日	2,331/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	921/月	1,841/月	6ヶ月以内
	介護度5	1,327/日	2,654/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	574/月	1,148/月	6ヶ月超
サービス提供体制	制強化加算(I)a	20/日	39/日	リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(Ⅲ)	1,213/月	2,426/月	6ヶ月以内
				リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(Ⅲ)	867/月	1,733/月	6ヶ月超
				リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(IV)	1,322/月	2,643/月	6ヶ月以内
				リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(IV)	975/月	1,950/月	6ヶ月超
実費				短期集中個別リハヒ・リテーション	120/回	239/回	退院、退所後又は認定日から3ケ月以内
1		580/回		認知症短期集中リハビリテーション(Ⅰ)	260/回	520/回	1週2回まで、3月以内
※教	 養娯楽費	263/回		認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)	2,080/月	4,159/月	1週2回まで、3月以内
			•	E活行為向上リハビリテーション実施加算(I	2,166/月	4,159/月	3ヶ月以内
※クラブやレク	リエーションで	使用する折	り紙、画用約	೬活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅱ	1,083/月	2,166/月	3ヶ月超6ヶ月以内
絵具、書道用品、木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、				栄養改善加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内
風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、施設で用意するも				栄養スクリーニング加算	6/旦	11/回	6月に1回
ご利用いただく場合にお支払いいただきます			す	口腔機能向上加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内
				送迎未実施減算	-51/片道	-102/片道	送迎を行わない場合
				※ 介護職員処遇改善加算 I	4.7%	4.7%	

※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の

4.7%に相当する金額が加算されます。

《介護予防通所リハビリテーション利用料》 (単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

基 个 科金					ての他値別に加昇される負用			
			1割負担	2割負担		1割負担	2割負担	
		要支援度	金額	金額	運動機能向上加算	244/月	488/月	
	基本料金	要支援1	1.854/月	3,708/月	リハビリテーションマネジメント加算	358/月	715/月	
	苯平杆亚	要支援2	3.915/月	7,830/月	生活行為向上リハビリテーション実施加算	975/月	1,950/月	3月以内
	サービス提供	要支援1	78/月	156/月	生活行為向上リハビリテーション実施加算	488/月	975/月	3月超6月以内
	第(Ⅰ)イ	要支援2	156/月	312/月	栄養改善加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内
_					栄養スクリーニング加算	6/旦	11/回	6月に1回
					口腔機能向上加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内
					選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	520/月	1,040/月	
					選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	759/月	1,517/月	
					※ 介護職員処遇改善加算 I	4.7%	4.7%	
	体制強化加				栄養改善加算 栄養スクリーニング加算 口腔機能向上加算 選択的サービス複数実施加算(I) 選択的サービス複数実施加算(II)	163/回 6/回 163/回 520/月 759/月	325/回 11/回 325/回 1,040/月 1,517/月	1月2回まで、3月内 6月に1回 1月2回まで、3月内

実費

※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の

4.7%に相当する金額が加算されます。

食費	580/回
※教養娯楽費	263/回

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、絵の具、書道用品、 木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、 施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます